

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手続に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和2年12月16日

奈良地方法務局 筆界特定登記官  
記

筆界特定手続の表示

手続番号 令和2年第28号

対象土地 生駒郡斑鳩町法隆寺西二丁目1916番1

生駒郡斑鳩町法隆寺西二丁目1921番1